

「迷惑メール追放支援プロジェクト」 について

迷惑メールへの取組

(2004年秋～)

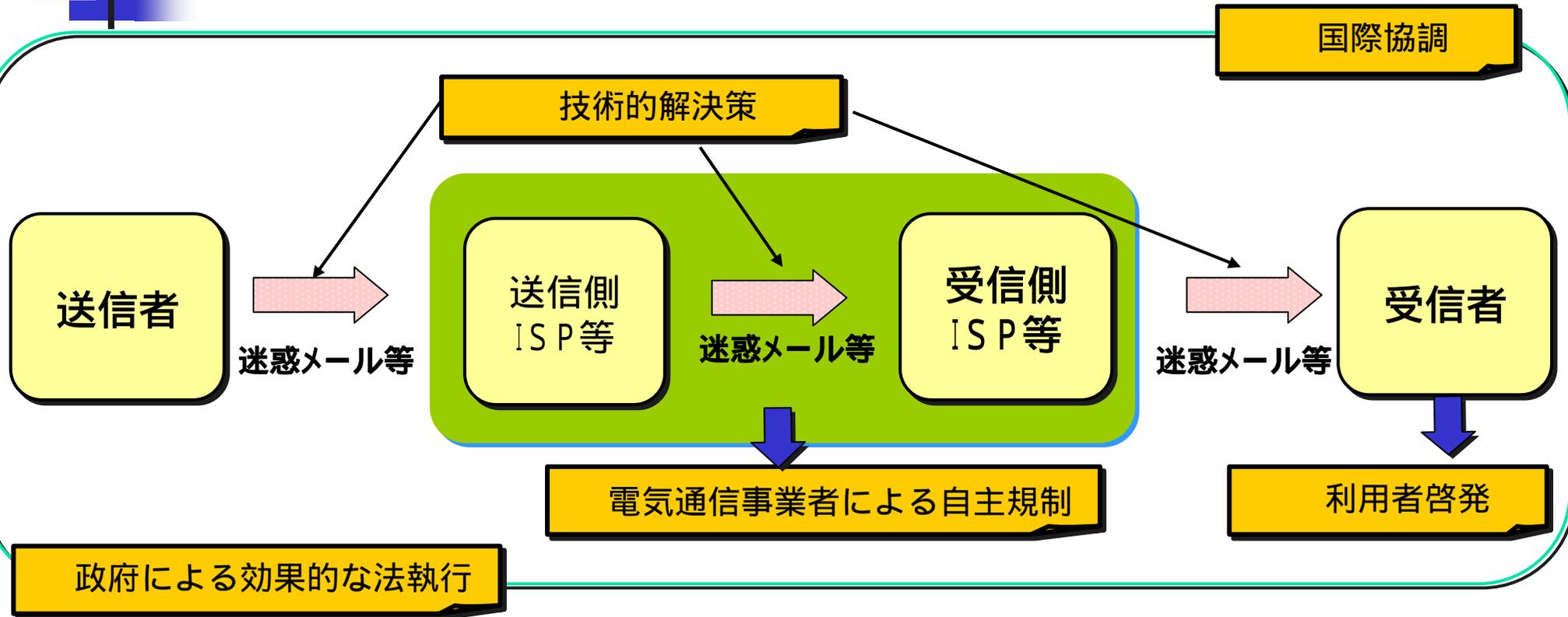
「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」開催

特定電子メール法の附則に「施行後3年以内(=H17年6月末まで)に施行状況について検討し、必要な措置を講ずる」との規定

平成16年10月7日第1回会合開催(これまで計4回実施、12月24日に法改正の方向性をまとめた「中間とりまとめ」を公表)

法執行、電気通信事業者による自主規制、国際協調、利用者啓発など、総合的な迷惑メール対策の在り方を検討

研究会における検討内容（全体像）



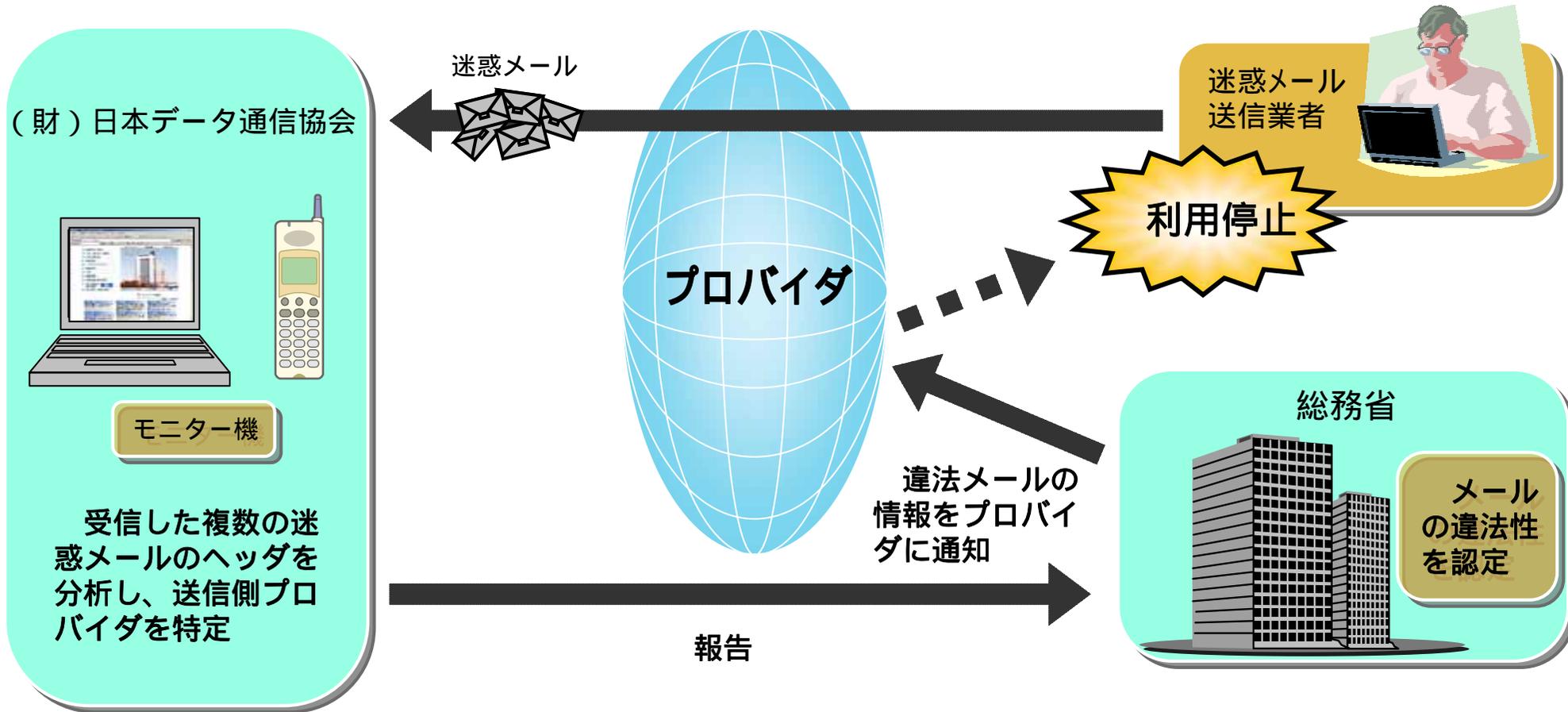
- ・ 迷惑メールによる諸問題に対応するためには、上記 ~ のいずれか一つだけの取り組みだけでは困難。スパム対策は“ No silver bullet ”（特效薬はない）であり、多面的な対応が不可欠。できるところから行動すべき（2004年2月開催のOECDスパムワークショップ）



法制度見直し等の特定の部分のみに着目するのではなく、他の部分において可能な取り組みとの連携を踏まえ、総合的な対応方を検討。

迷惑メール追放支援プロジェクト

～プロバイダによる自主的対策をサポート～



スケジュール(予定)

平成17年2月	試行運用開始
4月	本格運用開始

参考：特定電子メールの送信の適正化等に関する法律^(H14.7.1施行)の概要

表示義務

特定電子メール（広告メール）の送信にあたり、送信者に次の事項の表示を義務づけ（第3条）

- 特定電子メールである旨（「未承諾広告」）
- 送信者の氏名又は名称、住所
- 送信に用いた電子メールアドレス
- 受信拒否の通知を受けるための電子メールアドレス 等

オプトアウト

受信拒否の通知をした者に対する特定電子メールの再送信を禁止（第4条）

その他

- ・自動生成プログラムを用いて作成した架空電子メールアドレスに宛てて、電子メールを送信することを禁止（第5条）
- ・電気通信事業者は、一時に多数の架空電子メールアドレスに宛てた電子メールが送信された場合には、その電気通信役務の提供を拒むことができる（第10条）

罰則

- ・送信者が第3～5条に違反した場合、総務大臣による措置（是正）命令（第6条）
- ・措置命令に従わないときは、50万円以下の罰金（第18条）